

報道機関各位

～空家対策の人材不足や相談環境整備に向け官民連携強化～
空家等管理活用支援法人の指定方針を定めました。

1 空家等管理活用支援法人について

令和5年12月の「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（以下「法」という。）」において、新たに空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）に係る制度が創設されました。

この制度は、市町村が、空家の活用や管理に取り組むNPO法人、社団法人、会社等を「空家等管理活用支援法人」に指定することで、支援法人が公的立場から活動しやすい環境が整い、所有者への相談対応や所有者と活用希望者のマッチングなど空家対策に取り組む市の補完的な役割を果たしていくものです。

このたび、支援法人制度の運用にあたり、指定を受けようとする法人に対し、国の「空家等管理活用支援法人の指定等の手引き」を参考に、北九州市として求める支援法人の業務など、指定の方針を定めました。

今後、指定に関する手続きを開始し、支援法人との官民連携による空家対策を推進していきます。

2 北九州市の指定方針

(1) 北九州市として求める支援法人の業務

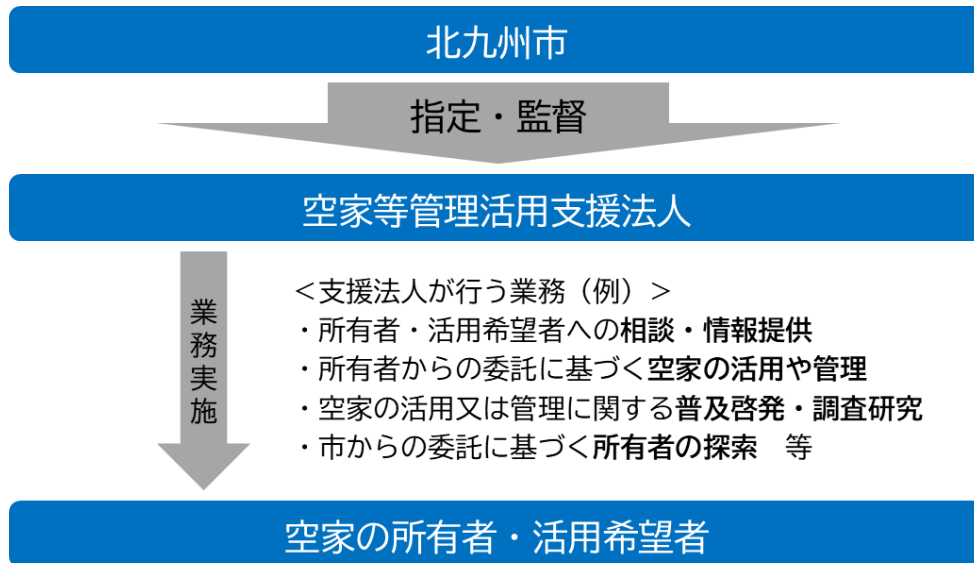
指定を受けようとする法人に対し、法第24条に規定する以下の業務を求めます。

- ・所有者・活用希望者への相談・情報提供
- ・所有者からの委託に基づく空家の活用や管理
- ・空家の活用又は管理に関する普及啓発・調査研究
- ・市からの委託に基づく所有者の探索 等

(2) 支援法人の指定を受けられることができる法人

- ・特定非営利活動法人（NPO法人）
- ・一般社団法人（公益社団法人を含む）
- ・一般財団法人（公益財団法人を含む）
- ・空家等の管理又は活用を図る活動を行うことを目的とする会社

3 制度イメージ



4 法人の指定を受けるまで（手続きの流れ）

(1) 事前相談

空家等管理活用支援法人の指定を希望する団体は、「北九州市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱」等を確認のうえ、都市戦略局空き家活用推進課まで事前に相談してください。

(2) 申請、審査

申請書に必要書類を添えて、提出してください。

これまでの活動実績、実施する業務の内容や体制等について、要綱に基づき審査を行います。

(3) 指定

審査の結果、業務を適正かつ確実にを行うことが認められる場合、申請者へ通知を行うとともに、公示を行います。

【問い合わせ先】

都市戦略局 空き家活用推進課

担当：秋山、岩淵

電話：093-582-2777